

第6章 第1期障がい児福祉計画

1 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな成長を支援するため、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実を図ります。

(1) 障がい児支援の提供体制

【国の基本指針】

平成32年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・ 児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・ 保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	○ 箇所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	○ 箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	○ 箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	○ 箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

■ 考え方 ■

町単独での設置予定が難しいため、現状の目標値は定めていません。今後については、近隣市村と連携を図っていきます。

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針】

平成30年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

【計画】

項目	協議の場の有無
平成30年度末時点での協議の場	有 ・ 無
考え方（想定される体制等）	
町単独での設置は難しいと考えられるため、今後、圏域において協議の場の設置ができるよう、近隣市村等、関係機関に働きかけたい。	

2 平成30～32年度 障がい児福祉サービスの見込量

本計画では、障がいのある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、平成32年度を目標年度として以下の通り設定します。

(1) 障がい児支援

障がい児支援には、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「障がい児相談支援」があります。

■見込量の考え方■

障がい児支援のサービスは、現在のサービス利用者数をもとに、利用者数の伸びを勘案して設定しました。

■確保策■

現在、町内に障がい児支援サービス提供事業所はありません。そのため、町内の提供体制を整えるため、自立支援協議会等で新規事業者の参入を促す方策等を検討するとともに、町外（圏域）事業所の利用がしやすくなるよう、指定障害児相談支援事業所と連携を図りながら、適切な情報提供に努めます。

■ サービスの体系

障がい児支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 障がい児相談支援
- 居宅訪問型児童発達支援（新規）

① 児童発達支援

【サービス内容】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施します。

【実績】

（人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
児童発達支援	人日	計 画	15	15	15
		実 績	5	4	7
		計画比(%)	33.3	26.7	46.7
	人	計 画	1	1	1
		実 績	1	1	1
		計画比(%)	100.0	100.0	100.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	22	22	22
	人	1	1	1

■ 考え方 ■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい児福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

② 医療型児童発達支援

【サービス内容】

障がい児に対して、日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、その置かれている環境に応じて適切、効果的な指導、訓練、治療を行います。

【実績】

(人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
医療型 児童発達支援	人日	計 画	50	50	50
		実 績	5	0	0
		計画比(%)	10.0	0	0
	人	計 画	1	1	1
		実 績	1	0	0
		計画比(%)	100.0	0	0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童発達支援	人日	22	22	22
	人	1	1	1

■考え方■

サービスの利用状況から見込量を定めました。

③ 放課後等デイサービス

【サービス内容】
 学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進のための支援を行うとともに、放課後の居場所を提供します。

【実績】 (人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
放課後等 デイサービス	人日	計 画	60	60	60
		実 績	10	13	32
		計画比(%)	16.7	21.7	53.3
	人	計 画	3	3	3
		実 績	4	5	10
		計画比(%)	133.3	166.7	333.3

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等デイサービス	人日	120	160	200
	人	6	8	10

■考え方■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい児福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

④ 保育所等訪問支援

【サービス内容】

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援を提供します。

【実績】

(人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
保育所等 訪問支援	人日	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
		計画比(%)	0	0	0
	人	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
		計画比(%)	0	0	0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

■考え方■

サービスの利用状況から見込量を定めました。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援（新規）

【サービス内容】

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を実施します。

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児が対象です。

※新規事業のため計画のみとなります。

【計画】

(人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型	人日	0	0	0
児童発達支援	人	0	0	0

■考え方■

サービスの利用状況から見込量を定めました。

⑥ 障がい児相談支援

【サービス内容】
 障がい児通所支援を利用する障がい児に対し、適切なサービス利用の支援をするため『障害児支援利用計画』を作成し、一定期間ごとにモニタリング（利用状況の検証）を行います。

【実績】 （人：1年あたり実量）

区分	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
障がい児 相談支援	人	計画	4	5	6
		実績	5	6	12
		計画比(%)	125.0	120.0	200.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい児相談支援	人	10	12	14

■考え方■

現在のサービス利用者数をもとに、利用者数の伸びを勘案して設定しました。

⑦ 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

【サービス内容】
 医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門等をコーディネーターとして配置します。
 ※新規事業のため計画のみとなります。

【計画】 （人：1年あたり実量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児等 コーディネーターの 配置	人	0	0	0

■考え方■

町単独での配置予定が難しいため、現状の目標値は定めていません。今後については、近隣市村と連携を図っていきます。